（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年二月二十九日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　アロック・シール

インド駐在
日本国特命全権大使　堂道秀明閣下

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４８５８号
東京都世田谷区代沢２丁目31―２―10Ｃ
債務者　田中　賀子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０７６号
東京都練馬区旭丘１丁目56―９
債務者　毛利　正弘
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　洋一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１９４号
神奈川県川崎市麻生区片平４丁目３―15
債務者　鹿島　慎介
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　　理
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３２号
東京都江戸川区中葛西５丁目35―８―401
債務者　シャーマ　ヨゲシュ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　学
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８４号
東京都府中市朝日町２丁目３―14
債務者　佐藤　紘二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠本　維大
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２３号
東京都北区豊島４丁目15―25―507
債務者　牧　　信男
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鮎京眞知子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２９号
埼玉県川口市大竹240―５、住民票上の住所
埼玉県川口市大字峯1298―15
債務者　友谷　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新　　有道
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３３０号
埼玉県川口市大竹240―５、住民票上の住所
埼玉県川口市大字峯1298―15
債務者　友谷　晴子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新　　有道
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９０６号
東京都練馬区小竹町１―57―３―302、住民票上の住所東京都大田区南蒲田２丁目30―15
債務者　比護梨恵子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小町谷育子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１２号
埼玉県草加市松原１丁目１―６―1904
債務者　出口　利明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　章
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０２９号
神奈川県相模原市中央２丁目５―７―204
債務者　浅海夕紀子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　靖博
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０６７号
埼玉県志木市本町３丁目８―38
債務者　黒田のり子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　理香
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部